

合併協議会とは？

— するしないを含め
あらゆる協議を —

第1回合併協議会開催

合併協議会とは、合併をしようとする市町村が、合併することの是非も含め、合併のための諸条件（例えば、新しい市の名前、新しい事務所の位置、職員等の身分や各種福祉制度の取り扱い）を協議し、合併後の新しいまちづくりの将来構想となる「新市建設計画」を策定するために設置される協議会（地方自治法第252条の2第1項）です。

任意の合併協議会は、文字どおり任意に設置されるもので、法定の協議会の設立に向けての準備機関として位置づけられています。

法定の合併協議会の設置にあたっては、自治法上の手続きが必要で、関係市町の議会の議決を経て、規約等を定めなければなりません。

合併協議会には、合併に関するさまざまな視点から協議をしていたために、各市町から市町の首長、助役、議会の代表をはじめ、学識経験者として各市町それぞれ3名の民間の方々と西条地方局長に委員として参加していただいています。（3ページに委員名簿）

◇報告された事項

○西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会設置に至るまでの経緯

平成12年度における愛媛県

市町村合併推進要綱が制定され合併パターンが示されたことに始まり、各市町における

合併に関する取り組みや新居

浜市長、西条市長、東予市長、

丹原町長、小松町長が参加し

た3市2町のトップミーティ

ングの経緯、2市2町の首長

会議、準備会の設置など、合

併協議会発足に向けての取り

組みが報告されました。

○合併協議会規約の報告

▽協議会の協議事項は、合

併問題に関わる調査研究に

関する事項、新市建設計画

の策定に関する事項、合併

に関する基本的事項である

こと。

▽協議会委員の構成は、4

市町の長及び助役、4市町の

議会の議長、4市町の議

会が選出する議員各1名、

4市町の長が選出した学識

経験者各3名と4市町の長

が協議して選任した西条地

方局長の29名で構成される

こと。

などを定めた協議会規約の

内容が報告されました。

○合併協議会規約に関する

協議書について報告

△役員として、会長は伊藤

西条市長、副会長は青野

東予市長、渡部丹原町長、

塩出小松町長とした。会

長の職務代理者は塩出小

松町長が努めることとし

た。

△協議会に要する費用は、

4団体がそれぞれ負担す

ることとし、全体額の10

分の3を均等割り、残り

の10分の7を人口割で

積算することとした。

△監査委員には、東予市監

査委員 竹形静雄氏と丹

原町監査委員 越智實一

氏に委嘱したこと。

○合併協議会幹事会規程等の

規定について報告

幹事会、専門部会、事務局を運営するための規程、財務処理を行うための規程等が報告されました。

◇議決された事項

① 議案第1号 合併協議会

会議運営規程について

会議を原則として公開する

ことを基本に、傍聴や会議録

の公開を定めた会議運営規程

が原案どおり可決されまし

た。

② 議案第2号 平成14年度

事業計画（案）について

平成14年度事業計画につい

て原案どおり可決されまし

た。

《平成14年度事業計画》

・ 新市建設計画の策定準備

・ 合併協定項目の協議準備

・ 行財政現況調査及び事務

・ 事業実態調査の実施

・ 法定協議会設置に関する

・ 諸準備

・ 協議会、幹事会及び専門

・ 部会等の開催

・ 協議会だよりの発行及び

・ ホームページの開設によ

・ る情報の提供

・ 先進事例等の資料・情報

・ の収集及び調査・研究

・ その他合併に関する必要事項

③ 議案第3号 合併協議会

歳入歳出予算（案）につ

いて

平成14年度歳入歳出予算そ

れぞれ1、500万円1千円

が原案のとおり可決されまし

た。

▽主な歳入予算

・ 負担金 1、500万円

・ 雑入 1千円

団体名	金額（千円）
西条市	6、452
東予市	4、149
丹原町	2、376
小松町	2、023

▽主な歳出予算

・ 会議費 1、147千円

・ 事務費 12、741千円

・ 事業費 859千円

・ 予備費 254千円

◇その他の協議事項

第2回会議以降の開催日時等

について、協議しました。

